

山梨県公報

第一千七百七十七号

平成二十三年

十月二十七日

木曜日

目次

告示

道路の供用開始.....七五五

道路の区域変更.....七五五

建築基準法に基づく道路位置指定.....七五五

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請.....七五六

落札者の決定について.....七五六

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....七五六

人事委員会

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則.....七五七

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則.....七五七

その他

漁業法による水産動植物の取扱いの制限.....七五七

告示

山梨県告示第四百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十三年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
-------	-----	---	---	--------------	-------------

県道	釜の口塩沢	南巨摩郡南部町南部字矢崎一八	四七・〇	平成二十三年十月二十七日
線		六〇番の四地先から 南巨摩郡南部町南部字矢崎二二 一八番の一地先まで		

山梨県告示第四百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十三年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
南巨摩郡南部町大字十島字枯下八三番の四地先から 南巨摩郡南部町大字十島字枯下八三番の四地先まで	旧	一〇・〇	一四・〇	一三・五	八〇・〇
	新	一三・五	一四・〇		

山梨県告示第四百四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十三年十月二十七日

- 二 指定道路の位置
笛吹市石和町広瀬字前田十三番九
- 三 指定道路の幅員
四・五〇メートル
- 四 指定道路の延長
二十五・八八メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人ヘルパーセンター陽だまり
 - 2 代表者の氏名 柳沢祐大
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市藤田三百四番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、病人などに対して、自立相談および支援等に関する事業を行い、健全者との豊かな共生社会の創造に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十三年十月十八日から同年十二月十七日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十三年十月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
スクールバス（中型バス） 二台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 三 山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
落札者を決定した日 平成二十三年九月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
山梨いすゞ自動車株式会社 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居七五一 二十八
- 五 落札金額
二千九百五十四万千六百四十円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十三年八月八日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十三年十月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町河西字村内八七〇の一、八七〇の六、八七〇の七、八七〇の八、八七〇の九、八七〇の一〇、八七〇の一、八七〇の二、八七〇の一の二、八七〇の一の二、八七〇の二の二、八七〇の一の二、八七〇の三の二、八七〇の三の二、八七〇の四の二、八七〇の四の二
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都台東区東上野四丁目二十七番三号 東京セキスイハイム株式会社 代表取締役 渡邊 博行

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十四号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十五号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり制限する。

平成二十三年十月二十七日

山梨県内水面漁場管理委員会
会長 平 山 公 明

一 指示内容

本県においてイワナ、ヤマメ又はアマゴ（卵を含む。以下同じ。）を放流しようとする者は、山梨県内水面漁場管理委員会の承認を受けなければならない。ただし、イワナ、ヤマメ又はアマゴについて漁業権を受けている者が漁業権に基づいて放流する場合、捕獲したイワナ、ヤマメ又はアマゴを捕獲した場所に再放流する場合並びに公的研究機関が試験研究の用に供するためにする場合、この限りでない。

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面

三 指示の期間

平成二十三年十月二十七日から平成二十四年十月二十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番